



# 埼玉県報

第552号  
令和6年(2024年)  
9月24日  
火曜日

## 目次

### 訓令

- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令（文書課）

### 告示

- ふるさと納税サイトを利用して納付される寄附金の収納事務委託に関する告示（財政課）
- ふるさと納税サイトを利用して納付される寄附金の指定納付受託者の指定（財政課）
- スタジオ映像スイッチャーシステムの売買契約に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可（市街地整備課）
- 一般国道140号の供用の開始（秩父県土整備事務所）

### 正誤

- 埼玉県告示第783号中訂正（財政課）
- 埼玉県告示第1052号中訂正（土地水政策課）

埼玉県訓令第十二号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中	埼玉県建築主事印	同	埼玉県建築主事印	埼玉県建築主事印	建築基準法による確認書及び通知書
-----	----------	---	----------	----------	------------------

書用	建築主事
----	------

埼玉県建築主事印	同	埼玉県建築主事印	埼玉県建築主事印	建築基準
埼玉県検査実施者印	同	埼玉県検査実施者印	埼玉県検査実施者印	建築基準

法による確認書及び通知書用	建築主事
法による検査書及び通知書用	検査実施者

に改める。

附則

この訓令は、令和六年十一月一日から施行する。

# 告示

## 埼玉県告示第千六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都品川区上大崎三丁目一番一号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏	令和六年四月十九日から令和七年三月三十一日まで

### 二 指定公金事務取扱者の指定をした日

次のイ又はロに掲げる公金事務の区分に応じて、当該イ又はロに掲げる日

イ ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金の収

納事務 令和六年四月一日

ロ ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務

令和六年四月十九日

### 三 委託をした日

次のイ又はロに掲げる公金事務の区分に応じて、当該イ又はロに掲げる日

イ ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金の収

納事務 令和六年四月一日

ロ ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務

令和六年四月十九日

# 告示

## 埼玉県告示第千六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる寄附金の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 寄附金、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

寄附金	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金	東京都品川区上大崎三丁目一番一号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	令和六年四月一日 から令和七年三月 三十一日まで
	東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号 GMOペイメントゲートウェイ株式会 社 代表取締役 相浦 一成	
	茨城県水戸市南町三丁目四番十二号 株式会社めぶきカード 代表取締役 木村 浩幸	
ふるさと納税サイ ト「さとふる」を 利用して納付され る寄附金	東京都港区海岸一丁目七番一号 SBペイメントサービス株式会社 代表取締役社長 榛葉 淳	令和六年四月十九 日から令和七年三 月三十一日まで
	東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役社長 中山 一郎	

二 指定をした日

次のイ又はロに掲げる寄附金の区分に応じて、当該イ又はロに掲げる日

イ ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金 令

和六年四月一日

ロ ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金 令和六年四

月十九日

## 告示

### 埼玉県告示第千六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
スタジオ映像スイッチャーシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年8月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ソニーマーケティング株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号
- 5 契約金額  
49,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和六年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 組合の名称

川口本町4丁目9番地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

令和三年十月から令和九年三月まで

#### 三 施行地区

埼玉県川口市本町四丁目の一部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県川口市本町四丁目十三番三号

#### 五 設立認可の年月日

令和三年十月二十九日

#### 六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年九月二十四日

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年九月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>一般国道百四十号</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市上宮地町四五九一番七地先から同市上野町八〇五番一五地先まで（ただし、関係図書に表示する範囲に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年九月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和六年二月二十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長九四六・八四メートル</p>	<p>備考</p>

# 正 誤

埼玉県告示第七百八十三号（令和六年七月一日号外第十六号）中訂正

ページ 表中

五十 「土地」頁中、「令和6年3月31日現在」欄中、「一般行政財産」

誤

23,469,892.02

正

23,439,463.02

ページ 表中

五十 「土地」頁中、「令和6年3月31日現在」欄中、「計(B)」

誤

35,046,199.34

正

35,015,770.34

ページ 表中

五十 「土地」頁中、「増減」欄中、「(B)-(A)」

誤

54,862.36

正

24,433.36

ページ 「b 資本的收入及び支出」頁中

六十一 「資本的收入」欄中、「執行済額」欄中、「上段

證

15,154,136

冊

15,355,434

ページ 「b 資本的收入及び支出」 帳冊

長十一 「資本的收入」 帳冊' 「残額」 響

證

1,368,969

冊

1,167,671

ページ 「b 資本的收入及び支出」 帳冊

長十一 「雑収入」 帳冊' 「執行済額」 帳冊' 冊

證

2,183

冊

203,481

ページ 「b 資本的收入及び支出」 帳冊

長十一 「雑収入」 帳冊' 「残額」 響

證

201,817

冊

519

# 正 誤

埼玉県告示第千五十二号（令和六年九月十八日号外第二十一号）中訂正

ページ 表 表中

九 一 宅地 「(県) -20」項中、「基準地の1平方メートル当たりの  
価格(円)」欄中

誤

11,100

正

11,000

ページ 表 表中

二十 一 宅地 「(県) -18」項中、「基準地の1平方メートル当たりの  
価格(円)」欄中

誤

14,600

正

14,500

ページ 表 表中

二十一 一 宅地 「(県) 5-1」項中、「基準地の前面道路の状況」欄中

誤

南西

正

南東

ページ 表 表中

111311 Ⅰ 宅地 「(県)-15」 当中「基準地の利用の現況」 当中

空地

中

住宅 W2

ページ 表 当中

111311 Ⅰ 宅地 「(県)-23」 当中「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」 当中

誤

600 m

中

550 m

ページ 表 当中

111311 Ⅰ 宅地 「(県)-13」 当中「基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」 当中

誤

200

中

150

ページ 表 当中

111311 Ⅰ 宅地 「ふじみ野(県)-1\*」 当中「基準地の1平方メートル当たりの価格(円)」 当中

誤

180,000

正  
198,000

ページ 表 表中  
三十一 Ⅰ 宅地 「ふじみ野(県)-2」区内、「基準地の1平方メートル当  
たりの価格(円)」欄中

誤  
174,000

正  
180,000

ページ 表 表中  
三十五 Ⅰ 宅地 「美里(県)-3」区内、「基準地の1平方メートル当たり  
の価格(円)」欄中

誤  
11,100

正  
11,000

ページ 表 表中  
四十 Ⅲ 地価公示の標準地 「上尾(県)5-3/5-2」区内、「基準地の  
と同一地点である基準 利用の現況」欄中  
地一覧

誤  
W 2

正  
S 3

ページ

※

※

四十

Ⅲ 地価公示の標準地

「上尾（県）5-3/5-2」※※「標準地の前

と同一地点である基準

面道路の状況」※

地一覧

※

北西

※

南西